

広島市こども療育センター指定管理者候補者の選定要綱

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
広島市こども療育センター 広島市東区光町二丁目15番55号
(分館) 広島市北部こども療育センター 広島市安佐北区可部南五丁目8番70号
(分館) 広島市西部こども療育センター 広島市佐伯区海老山南二丁目2番18号
- (2) 設置目的
障害児等の早期発見に努めるとともに、障害児等に対し、早期治療、訓練、指導等を行うことにより、障害児等の福祉の増進を図ることを目的とする。
- (3) 事業内容
ア 療育相談所(室)において、障害児等に対し、早期に障害の原因を発見し、適切な治療、訓練等の療育を行うとともに、保護者に対し、適切な療育の方法について指導を行う。児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援及び同法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第19項に規定する特定相談支援事業を行う。
イ 児童発達支援センター(ふたば・いくせい園、わかば・くすのき園及びびなぎさ園)において、主として知的障害又は上肢、下肢若しくは体幹の機能の障害のある児童を保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて当該児童の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う。
ウ 児童発達支援センター(ふたば・いくせい園)において、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援を行う。
エ 児童発達支援センター(山彦園)において、主として難聴の児童を保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて当該児童の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う。
オ 児童心理治療施設(愛育園)において、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童に対し、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行うとともに、退所した者について相談その他の援助を行う。
- (4) 現在の指定管理者
社会福祉法人広島市社会福祉事業団

2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名(予定)
社会福祉法人広島市社会福祉事業団
- (2) 非公募とする理由
こども療育センターは、障害児等の早期発見に努めるとともに、障害児等に対し、早期治療、訓練、指導等を行うことにより、障害児等の福祉の増進を図る施設である。この設置目的に沿って管理・運営を安定的に行っていくためには、医師をはじめ理学療法士、作業療法士、心理療法士、言語聴覚士、保健師、看護師、保育士など多種多様な専門職員が相当数必要となる。
また、こども療育センターで行っている療育は、施設スタッフと施設を利用する障害児等やその家族との深い信頼関係を前提に成り立っている。
こうしたことから、医師等の多種多様な専門職員の確保が可能であり、施設利用者等との信頼関係を培ってきた現在の指定管理者である社会福祉法人広島市社会福祉事業団を非公募により指定管理者とする。
- (3) 指定期間
令和9年4月1日～令和14年3月31日
- (4) 管理の基準
ア 休園日、休所日及び指導・支援時間
(ア) 児童心理治療施設
a 休園日 年中無休
次に掲げる日は入園児童に対する治療及び生活指導のみを行い、通園児童に対しては行わない。
(a) 日曜日
(b) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
(c) 1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日まで
b 通園児童に対する指導時間
(a) 月曜日から金曜日まで 午前9時30分から午後5時30分まで
(b) 土曜日 午前9時30分から午後1時30分まで

- (イ) 児童発達支援センター及び療育相談所（室）
- a 休園日及び休所日
- (a) 日曜日及び土曜日
- (b) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (c) 1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日まで
- b 児童発達支援センターの支援時間
- (a) ふたば・いくせい園、わかば・くすのき園、なぎさ園
 午前9時30分から午後2時45分まで
- (b) 山彦園
 午前9時から午後4時まで

イ こども療育センター内の児童福祉施設の定員 （単位：人）

施設名		施設種別	定員
こども療育センター	ふたば・いくせい園	児童発達支援センター	90
	山彦園	児童発達支援センター	30
	愛育園	児童心理治療施設	43 (入所28、通所15)
北部こども療育センター	わかば・くすのき園	児童発達支援センター	60
西部こども療育センター	なぎさ園	児童発達支援センター	60

(5) 業務の内容等

- ア こども療育センターに置く施設（分館に置く施設を含む。）の業務の実施に関すること。
- イ こども療育センターの利用の制限に関すること。
- ウ こども療育センターの建物及び設備等の維持管理に関すること。
- エ その他市長が定める業務
- オ 特記事項
- (ア) 使用料等の収納事務を委託する（ただし、西部こども療育センターを除く。）。なお、収納事務に係る費用は、指定管理料に含めるものとする。
- (イ) 避難場所として使用される場合は、市からの指示等も受けながら、適切に対応すること。

(6) 配置人員

- ア 330人を標準とし、以下の職員を配置する。なお、この標準人員には収納事務に係る人員も含めるものとする。
- イ 専門職員の配置人員は、下表を標準とする。

職種	人数	職種	人数
医師	18人	臨床検査技師	1人
薬剤師	2人	看護師	23人
理学療法士	15人	保健師	3人
作業療法士	16人	栄養士	4人
言語聴覚士	22人	保育士	133人
心理療法士	28人	指導員	26人

ウ 防火管理者の配置

1-(1)の施設の建物ごとに、管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員とすることができる。

(7) 指定管理料の上限額（5年間分）

145億32万9千円

- ※ 指定期間中の賃金水準・物価水準の変動に応じて、2年目以降の指定管理料を変更する「スライド制度」を導入する。
- ※ 指定期間中に消費税及び地方消費税の変更に生じた場合は、指定管理料を調整するなどの適切な措置を講ずる。

(8) 指定管理料の支払方法

- ア 指定管理料は、原則、前金払とする。
 なお、指定管理者の申出によって、概算払とすることができる。
- イ 支払は、原則、毎月払とする。

(9) 評価基準等

ア 欠格事項

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。

- (ア) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
- (イ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
- (ウ) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- (エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
- (オ) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）
- (カ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条に規定する指定公金事務取扱者の要件を満たしていない場合

イ 評価項目

評 価 項 目	適・否
【1 市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。	
【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ① 事業の内容が、センターの設置目的を効果的に達成するものとなっているか。 ② 事業の実施について、こども療育センター及び分館相互の連携が効率的に図られるものとなっているか。 ③ 事業の実施について、関係機関や関係施設、家庭等との連携が効果的に図られるものとなっているか。 ④ 地域交流の促進について、具体的な取組が計画されているか。 ⑤ 人材の育成（研修生やボランティアの受入れ等）について、具体的な取組が計画されているか。 ⑥ 自己評価の実施について、具体的な取組が計画されているか。 ⑦ 市民への情報提供について、具体的な取組が計画されているか。	
【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。	
【4 管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。	

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ 本市が推進する行政施策に係る取組状況の確認項目

確 認 項 目	取組状況
【1 障害者雇用率の達成】 ① 障害者雇用率の達成状況	達成・未達成
② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合	該当・非該当
【2 環境問題への配慮】 ISO14001 若しくは ISO14005 又はエコアクション21の取得	有・無
【3 男女共同参画・子育て支援の推進】 ① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	有・無
③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	有・無
【4 地域貢献度】 ① 広島市内に本店がある場合	該当・非該当
広島市内に本店がなく支店がある場合	該当・非該当
広島市内にその他事業所等がある場合	該当・非該当
② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が8割以上の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が5割以上で8割未満の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が2割以上で5割未満の場合	該当・非該当